

II 管理計画について

1 全体計画

県土の保全、水源涵養、自然環境の保全等、地球環境保全に配慮し地球温暖化の原因とされCO2の吸収源である森林の整備（間伐等）を進め、路網整備等により木材資源の産出、林産物の提供等資源の有効利用を図り、社会的貢献に寄与することに努め、持続的森林管理を推進し、継続的改善に努める。また、森林管理計画全体において、市町村森林整備計画などの計画との整合を図り、法令厳守に努める。（関連法令参照）

森林の管理方針は、分収林、とくしま絆の森、管理受託森林により次のとおりとする。

1)分収林

分収林特別措置法（昭和33年4月15日法律第57号）に基づき、土地所有者と造林・保育及び費用負担者である推進機構が分収林契約を締結し、地上権を設定して、その契約により管理する。

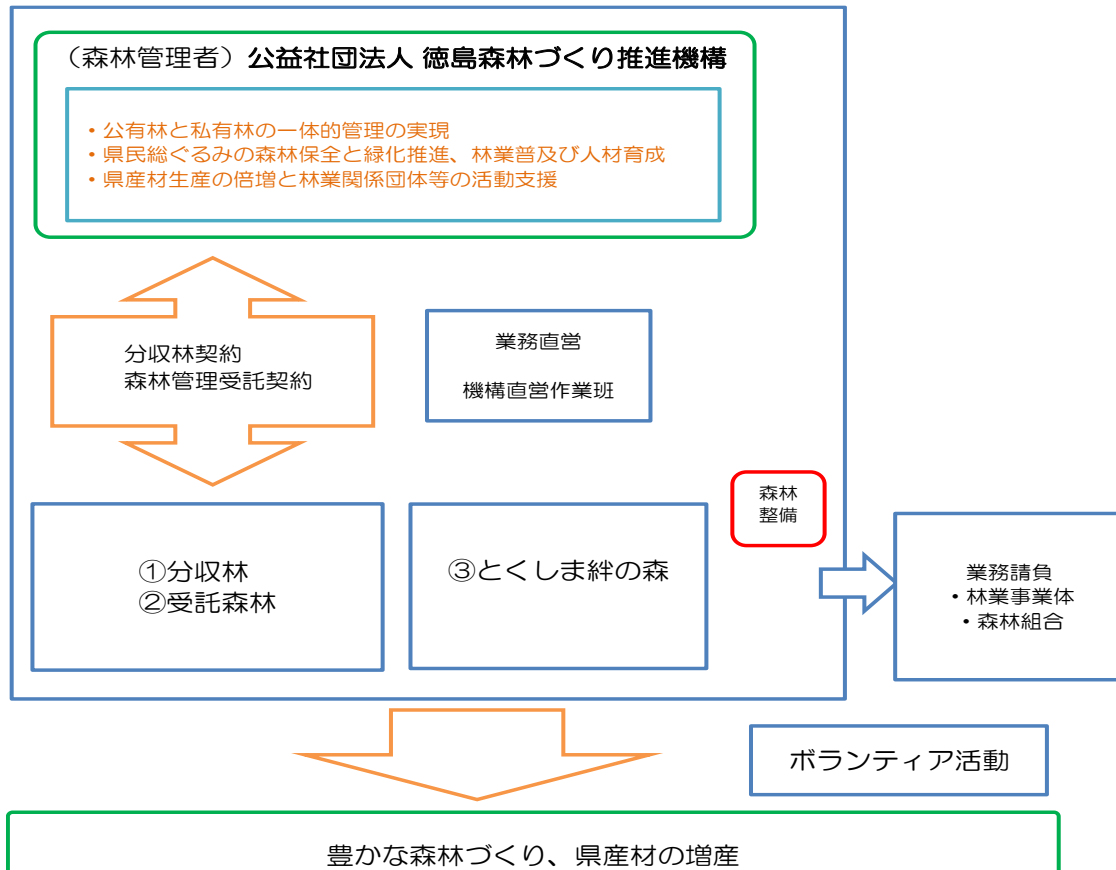
2)とくしま絆の森

森林の持つ水資源の涵養、土砂流出防止や地球温暖化防止など公益的機能を高めるとともに県民の森林に対する理解を深めるため、森林の取得及び造成・整備等を行う。

3)管理受託森林

森林所有者が自ら整備が困難となった森林について、市町村長の斡旋に基づき、機構が受託方式により森林管理等の事業を実施することにより公的森林整備を推進し、県内の森林資源の保続培養と公益的機能の向上を図るとともに、中山間地域の振興に寄与する。

上記管理方針に基づき、機構が森林整備を推進する上での管理体制は下記の組織図とする



2 施業計画

徳島県知事（令和3年3月30日認定）の森林経営計画書に基づき、施業を実施する。

- 1 森林経営計画図(別添図面)
- 2 森林経営計画書(別添)令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5ヶ年計画
- 3 施業履歴(別添)

3 「緑の循環」認証会議（SGEC）森林認証に関する事項

基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

- 1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確でありその経営方針と実行・改善方針を備えている。
 - ①森林簿、森林GIS、森林基本図及び森林経営計画書で管理する。
 - ②分収林については、森林所有者と分収造林契約を締結済み。
 - ③管理受託については、森林所有者と森林管理受託契約を締結済み。
- 2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。
 - ①森林簿、森林GIS、森林経営計画書で管理する。経営計画については、森林の所在地の変更及び施業に変更があった場合に変更する。
 - ②標準地調査を実施し、資源状況を把握する。森林調査方法は、10mx10m程度の毎木調査法、目視等による。
- 3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。
 - ①測点に杭を打ち込みポケットコンパスを用いて測量を行い、GPSを併用し位置関係を確定し、データとして保存する。
 - ②現地で森林所有境界に標柱を設置し、森林所有者境界を明確にする。
- 4 森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画が樹立され、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。
 - ①森林経営計画を樹立し、県の認定(認定番号02001001)を受ける。
 - ②森林経営計画を策定し、長期的な経営方針を立てる。
 - ③環境影響に配慮した管理の基本方針とする。
- 5 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。
 - ①森林経営計画に基づき適正に施業を実施する。
 - ②林業経営に専門的な知識を有する機構職員により管理を行う。
 - ③林内巡視を定期的実施する。

基準2 生物多様性の保全

- 1 生物多様性保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての管理方針が定められている。
 - ①機構管理森林において、水源涵養、山地災害、木材生産の各タイプに応じた管理を実施する。
 - ②原生林の人工林への転用

下記による正当可能な状況以外は、行わない。

- ・この規程で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。
- ・地域森林計画、市町村森林整備計画、及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。

正当化できる明確な時由がない状況のもとで 2010 年 12 月 31 日以後に転用された人工林については、認証には不適格とし、認証範囲から除外する。

- 2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素(原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など)が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。
 - ①森林管理計画において水源涵養、山地災害、木材生産を設ける。
 - ②安全・環境マニュアルを作成し、生物多様性の保全に関する事項をまとめ関係者に周知する。
 - ③森林経営計画に沿った施業を実施し、大規模な皆伐等を行わない。
 - ④天然生林、高齢級で希少価値が高い林分は、場所を特定し保全する。
- 3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。
 - ①徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に基づき、希少野生生物の生息環境の負荷低減に努めながら、事業を実施する。
 - ②安全・環境マニュアルを作成し、希少動植物の保護に関する事項をまとめ、関係者に周知する。
 - ③徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例及び徳島県版レッドリストを常備する。
- 4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保全に努めること。
 - ①安全・環境マニュアルを作成し、生物多様性の保全に関する事項をまとめ関係者に周知する。
 - ②森林経営計画に沿った施業を実施し、大規模な皆伐等を行わない。
 - ③外来種の新たな導入は、生態系への悪影響をさけるため、慎重に検討する。
 - ④林道、治山施設など工作物設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置を講じる。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

- 1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化する。
 - ①市町村森林整備計画、森林管理計画に基づき適切な施業を実施する。
 - ②施業種毎に土壌及び水資源の保全に関する内容が明示された請負事業仕様書を作成し、請負業務契約書に添付する。
 - ③徳島県版間伐実施マニュアルに基づき実施する。
 - ④徳島県作業道作設指針及び当機構が作成した簡易作業道作設マニュアルに基づき実施する。
 - ⑤保安林等の法令を遵守する。(伐採届け、保安林伐採(作業)許可申請書類)
- 2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けて

いること。

①安全・環境マニュアルを作成し、保護樹林帯について明記する。

3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

①徳島県版間伐実施マニュアルに基づき実施する。

②簡易作業道作設マニュアルに基づき実施する。

4 林業機械に用いる、燃料、オイルその他汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

①安全・環境マニュアルを作成し、燃料、オイルその他薬剤についての取扱いについて明確にする。

5 林内路網の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

① 徳島県作業道作設指針及び簡易作業道作設マニュアルに基づき実施する。

6 林道、橋梁等の整備及びその他作業における水土保持の配慮する。

環境に係る基本方針等において、次の事項への配慮を行う。

①裸地土壌の露出を最小化する。

②土壌の水流への流出を避ける。

③流水路や河床の流路の保全に努める。また、適切な道路排水溝を設置・維持する。

7 化学物質の取り扱いに係る環境配慮事項

安全・環境マニュアル等において、次の事項を規定し、遵守する。

① 森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避する。

② 有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法で行う。

③肥料使用においては、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮をする。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

1 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画等を作成し、適切な実行体制が整備されている。

①森林管理計画(全体計画)に基づき、施業を実施する。

②森林経営計画に沿った施業を実施し、森林の健全性を維持する。

③市町村森林整備計画に沿った事業を実施する。

④林内巡視を定期的に行い、林木の生育状況の他、気象災害、病虫被害の有無について確認を行う。

⑤長期的な森林管理の持続性に配慮するため、資源状況を把握し、年齢構成の平準化に努める。

2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内であり、適正に配置されていること。

①森林管理計画(全体計画)に基づき、施業を実施する。

②森林経営計画に沿った施業を実施し、適正な伐採量を順守する。

- ③大面積皆伐を避け、必要な箇所では、非皆伐施業を実施する。
- 3 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。
- ①伐採後は適地適木の樹種による植栽により更新を行う。
 - ②植栽と併せて動物による食害を防ぐためのネットやチューブを設置する。
 - ③林内巡視を定期的実施し、樹木の活着状況や動物被害状況の確認を行う。
 - ④人工植栽は、現地に即した適切な作業方法を選択する。大規模な枯損が発生した場合は、その原因の調査分析に基づき適切な措置をとる。
- 4 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な施業が行われている。
- ①森林管理計画、安全・環境マニュアルに基づき適切な施業を行う。
 - ②混交林育成エリア、自然林保全エリアにおいて、生物多様性の保全に配慮した施業を行う。
- 5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。
- ①森林管理計画、安全・環境マニュアルに基づき適切な施業を行う。
- 6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されること。
- ①市町村森林整備計画に沿った事業を実施する。
 - ②管理計画においてゾーニングと長期的な目標林型を明確にし、適切な施業を実施するとともに、必要に応じてゾーニングの見直しを行う。
- 7 森林の病虫獣害については、市町村と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。防除の方法について、薬剤は使用しない。
- 管理森林において、病虫害の被害等により伐採を促進すべき森林はない。
- ①安全・環境マニュアルを作成し、農薬などの使用は法令などを順守するとともに関係者に周知する。
 - ②鳥獣による森林被害については、その防止に向け、市町村と連携を図りつつ、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、周辺の森林所有者及び関係団体との連携を図る。
 - ③ニホンジカの被害対策の実施において、市町村と協力を図り、野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを検討する。
- 8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。
- ①林内巡視を定期的実施する他、安全・環境マニュアルを作成し、請負業者等への火の取り扱いの指導を行い、山火事の予防を図る。
 - ②林内巡視を定期的実施し気象災害の早期発見に努めるとともに、県、市町村、その他関係機関との協議を速やかに行い適切な対処を行う。
 - ③非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定める。また効率的利用に努める。
 - ④耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努める。
 - ⑤原生林およびそれに近い天然林において、維持、保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努める。

る。

⑥緊急連絡網の共有

(ア)森林火災を含め、災害発生時に備えた緊急連絡網を、当機構と森林組合等の関係者を含めて作成する。情報は随時必要に応じて更新する。

緊急連絡網の当機構と関係行政機関をもって、消防体制とする。

(イ)消防訓練計画

- ・緊急連絡網を随時確認する。
- ・冬季など、森林火災のリスクが高くなる時期については、管理する山林とともに、周辺の山林の状況についても、より注意を喚起することとする。
- ・管理森林の山火事防止などの関連看板等を施業を通じて確認し、維持する。
- ・地域の消防活動と随時情報共有や連携を図る。
- ・火災発生時は施業履歴に、規模・原因・発生前後の対応・その後の措置(造林等)について記録する。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

1 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

①以下の国内法、国際条約等を順守する。

(ア)森林・林業基本法

(イ)森林法

(ウ)森林計画制度

(エ)地球温暖化防止京都会議

②関連文書において、次の事項を配慮する。

(ア)林内の違法行為の注意喚起

森林内の違法行為等の無許可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努める。

(イ)苦情処理

森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに法等に基づく公正な解決を図るための手順を次のとおり定める。苦情処理の結果については、審査の際に報告する。

- ①森林管理に係る地元住民等に森林管理について連絡を行い、意見陳述のための方法を伝える。(例 標識等における連絡方法の明示)
- ②苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを伝える。
- ③苦情の評価とその妥当性確認に必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情への対応を決める。苦情情報を受理した者は、速やかに管理責任者に苦情情報を「苦情処理の記録簿」にまとめて伝達する。
*苦情処理の記録簿は別記様式を使用
- ④苦情情報を関連する部署長に伝達する。
また、措置について決定する。
 - ①該当の苦情への対応及びそのプロセスに関する決定を正式に申し立て者に伝える。
 - ②適切な是正、予防措置を確実に行う。
是正、予防措置については「苦情処理の記録簿」に記録する。

(ウ)ILO 基本条約に関連する事項

ILO 基本条約については、下記のとおりであり、日本国が未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号については、これに代わる労働基準法及びその他の国内法を遵守する。

ILO 基本条約と日本の批准状況

| | ILO 基本条約 | 日本批准 |
|-------|-----------------------|------|
| 第 29号 | 強制労働条約(1930年) | ● |
| 第 87号 | 結社の自由及び団結権保護条約(1948年) | ● |
| 第 98号 | 団結権及び団体交渉権条約 | ● |
| 第100号 | 同一報酬条約(1951年) | ● |
| 第105号 | 強制労働廃止条約(1957年) | |
| 第111号 | 差別待遇(雇用及び職業)条約(1958年) | |
| 第138号 | 最低年齢条約(1973年) | ● |
| 第182号 | 最悪の形態の児童労働条約(1999年) | ● |

基本的なILO条約 *網掛け部分は未批准

◎第 29 号 強制労働条約(1930 年)

あらゆる形態の強制労働の廃止を求めるものですが、兵役、適切な監督のもとにある囚人労働、戦争、火災、地震といった緊急時など、いくつかの適用除外が認められています。

◎第 87 号 結社の自由及び団結権保護条約(1948 年)

全ての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めるとともに団体が公の機関の干渉を受けずに自由に機能するための一連の保証を規定します。

◎第 98 号 団結権及び団体交渉権条例(1949 年)

反組合的な差別待遇からの保護、労働団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定します。

◎第 100 号 同一報酬条約(1951 年)

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一の給与及び給付を求めるものです。

◎第 105 号 強制労働廃止条約(1957 年)

政治的な圧政もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁または差別待遇の手段として何らかの形態の強制労働を用いることを禁止するものです。

◎第 111 号 差別待遇(雇用及び職業)条約(1958 年)

人権、肌の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求めるものです。

◎第 138 号 最低年齢条約(1973 年)

児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定するものです。

◎第 182 号 最悪の形態の児童労働条約(1999 年)

奴隷労働及び類似の慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃を確保する即時の効果的な措置を求めるものです。

出典：<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm>

2 労働災害防止規程

林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程を適用する。
林業・木材製造業労働災害防止規程の構成 ＊平成 27 年 10 月 25 日適用

目次

第1章 通則

第1節 作業現場における緊急連絡体制（第23条 - 第27条）

第2節 健康管理（第28条 - 第32条）

第2章 チェーンソーによる作業

第1節 チェーンソーの使用（第33条-第43条）

第1款 通則

第2款 チェーンソー作業指針

第2節 チェーンソーによる伐木、造材作業（第44条 - 第69条）

第1款 通則

第2款 チェーンソーによる伐木作業

第3款 チェーンソーによる造材作業

第3章 木材伐出機械等

第1節 車両系木材伐出機械による作業（第70条 - 第137条）

第1款 通則

第2款 伐木等機械による作業

第3款 走行集材機械による作業

第4款 架線集材機械による作業

第2節 簡易架線集材装置による作業（第138条 - 第165条）

第1款 通則

第2款 集材作業

第3節 林業架線作業（第166条 - 第225条）

第1款 通則

第2款 集材作業

第3款 運材作業

第4節 林業用単軌条運搬機の使用（第226条 - 第232条）

第1款 通則

第2款 単軌条運搬機の使用

第4章 造林作業

第1節 通則（第233条 - 第242条）

第2節 地ごしらえ作業（第243条）

第3節 植付け作業（第24条）

第4節 刈払機による下刈り作業（第245条 - 第247条）

第5節 枝打ち等の高所作業（第248条）

第6節 薬剤散布作業（第249条）

第7節 刈払機取扱い作業（第250条 - 第261条）

第1款 通則

第2款 刈払機作業

3 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

①入会権・慣習的な利用権は該当無し。

4 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行っていること。

①基準2～4について、現場管理においての指導、研修会の実施など教育に努める。

②委託契約文書でSGEC森林認証規格への適合義務を要求する。

また、施業方針は当森林管理計画のもの適用を求める。

SGEC森林認証への配慮

森林管理に係る委託業務においては、乙は、SGEC森林認証の趣旨を理解するとともに、甲の定めるSGEC森林管理計画に沿って作業を執り行う。

- 5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施している、または実施状況を把握している。
 - ①請負業者に対して、資格や技能研修の修了届けの提出を義務づける。
 - ②請負業者に対して、現場代理人及び作業主任者の届け出を義務づけ、作業主任者については経歴も確認する。
 - ③人材育成研修を実施し、請負対象事業体の作業員の技術向上に努める。

- 6 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていること。
 - ①請負業者に対して、資格や技能研修の修了届けの提出を義務づける。
 - ②請負業者に対して、現場代理人及び作業主任者の届け出を義務づける。
 - ③安全管理マニュアル、各種林業技術の教材を作成し、請負事業体に周知する。
 - ④法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則に基づく安全衛生管理体制を組織化する。それ以外の者にあつては、上記に準じて実施する。

基準6 社会・経済的便益の維持及び増進

- 1 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。
 - ①徳島県木材認証制度による合法木材及び産地表示に取り組む。認証森林からの丸太は、非認証森林とはい積を分別し、記録文書においても認証材であることをマーキング等により明記し分別する。
 - ②SGEC認証木材を取り扱う木材需要者への安定供給を図るとともに、同認証の趣旨に賛同する関係機関との連携を図り同認証の普及と地域経済の振興に努める。また、CoC事業体との連携を積極的に図る。
 - ③木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産物は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努める。
 - ④認証林産物を生産現場や加工・流通過程に非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努める。また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努める。
 - ⑤林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするため計画、整備および維持する。
 - ⑥林内施設に係る森林に他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行う。
 - ⑦非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるように定める。また効率的利用に努める。

- 2 市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。

- ①ボランティア活動エリアを設け、一般市民等が森林体験を行い、森林林業に対する理解が深まるよう努める。
 - ②木材供給者として木材需要者に対する木材生産現場の理解が深まるイベント等の実施を検討する。
 - ③入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りを啓発し、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理する。
- 3 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。
- ①ボランティア活動エリアを設け、一般市民等が森林体験を行い、森林林業に対する理解が深まるよう努める。
 - ②管理計画においてゾーニングと長期的な目標林型を明確にし、水系の周辺等で景観の維持が必要な森林については適切な施業を実施する。
 - ③レクリエーションを目的とし森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供する。
- 4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。
- ①文化的に価値の高いものは位置図を作成し、保全に努める。
 - ②指定文化財等については該当無し。
 - ③学術的に価値の高い巨樹、巨木については該当無いが、発見された場合は関係者と協議し、保全に努める。
- 5 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。
- ①木材分別管理実施要領を作成し、対象の森林から産出される林産物が、他の林産物と混同されないよう、仕分け土場で分けや表示により適正に区分する。
 - ②地球温暖化防止のため、「徳島県農林水産業基本計画（平成27年12月改訂）」に基づき、林業のサイクルを循環させるよう配慮するとともに、林業・木材産業の過程で発生する木くずなどの未利用資源や木質ペレット、木質バイオマスエネルギーを活用する。
 - ③安全・環境マニュアルを作成し、業務の実施にあたっては、化石燃料の節減に努める。
- 6 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努める。
- 7 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努める。

基準7 モニタリングと情報公開

- 1 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている

る。

- ①森林生態系の生産力及び健全性の維持のモニタリングを定期的に行う。
施業を行った林分でプロットを設定し資源量を調査
- ②土壌及び水資源の保全と維持のモニタリングを定期的に行う。
対象森林全体の気象災害、道路沿いの崩壊、水系等を観察
- ③生物多様性保全のモニタリングを定期的に行う。
安全・環境マニュアルに記載した野生生物を重点的に定期的な観察
増加傾向にある野生鳥獣による植生への影響を観察
- ④モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持保全の観点から、森林管理計画等の達成状況を検証するために必要な範囲で、下記の項目を含めることとする。
 - ・森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災
 - ・森林施業の影響等(非木材生産物を含む。)

2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

- ①調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

- ①施業を行った対象森林は、施業実施後速やかに作業内容、年度、所在場所を記録する。
- ②モニタリング、林内巡視結果、研修会等の実施状況を記録・保存する。

4 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

- ①管理計画、モニタリング等の取組、結果については、ホームページを利用して公開する。
- ②個人情報情報は、公開しない。